

平成27年度地域あんしん支援員 設置事業における取組について

平成28年2月

京都市

目次

I	地域あんしん支援員設置事業について	1
1	本地域福祉専門分科会の目的	1
2	あんしん支援員設置の意義	1
II	地域あんしん支援員の主な役割・活動実績等	2
III	支援事例の紹介	5
IV	地域あんしん支援員設置事業の成果と課題	6
1	当事業の実績について	6
(1)	支援実施ケースの状況	6
(2)	寄り添い支援	7
(3)	支援課題とその改善状況	7
(4)	関係機関のネットワーク	8
2	当事業の成果と課題について	9
評価①	寄り添い支援の有効性	9
評価②	支援会議を軸とした支援のスキームの確立	11
評価③	関係機関との連携による支援スタイルの確立	13
評価④	支援の目指す到達点の確認・共有	15
V	地域あんしん支援員設置事業に係る今後の配置展望	16

I 地域あんしん支援員設置事業について

1 本地域福祉専門分科会の目的

地域あんしん支援員設置事業（以下「当事業」という。）は、平成26年3月に策定した「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」の施策の柱となる重要事業として位置づけ、26年度から「試行」実施してきた。

事業実施の人的資源である地域あんしん支援員（以下、「あんしん支援員」という。）を26年度に3名、27年度にはさらに3名を増配置し、現在計6名の体制としている。

本事業においては、区役所と区社会福祉協議会を中心に関係機関等が参画して構成する「支援会議」を軸に、京都市と関係機関や地域団体等が協働して対象者の支援に取り組み、昨年2月に、本地域福祉専門分科会において事業の成果と課題について検証を行った。

事業開始年度であった昨年段階では、「支援会議」を中心とするシステムの機能やあんしん支援員の支援に係る十分な蓄積がない中で、試行錯誤しながら取組を進めてきたが、事業実施二年度目を迎え、支援世帯も増加するなど事業実績を積む中で多くの成果を上げることができ、一方で、さらに事業を充実させるための課題も見えてきた。そこで、この段階において改めて事業の検証・報告を行い、今後の展開を見据えていくことを目的とする。

2 あんしん支援員設置の意義

近年、「制度の狭間にある方」や「支援が必要であるにもかかわらず支援を拒否する方」、あるいは「支援が必要であるにもかかわらず必要な支援にたどりつかない方」といった既存の制度の枠組みでは対応の困難な方の存在が明らかとなってきた。これらの方は、適切な支援が届かない中で、生活困難を深刻化させ社会的にも孤立していることが多い。

セルフネグレクトにより「ごみ屋敷」状態に陥り、悪臭や害虫が発生すること等により、近隣との関係を悪化させるなど地域の問題にも至る状況は全国各地で生じている。

また、支援者側から見ると、支援や接触自体の拒否等による対応の困難さは大きな負担となり、支援事業自体を停滞させる一因となっている場合さえある。

これらの困難な問題に対応するために、対人援助支援の基本である「信頼関係の構築」にエネルギーをかけ、対象者の気持ちやペースを尊重して、適切な施策・サービスに結び付ける「寄り添い支援」や、地域の関係機関や地域住民と協働し、見守り・助け合いなどのインフォーマルサービス（制度にはない支援）の活用により本人を包み込むいわゆる「コミュニティソーシャルワーク」の強化・推進を図ることが重要となっている。

II 地域あんしん支援員の主な役割・活動実績等

1 使 命

社会的孤立の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付ける。

2 役 割

- (1) 地域だけでは解決できない制度の狭間、非申請ケースに寄り添う。
- (2) 行政や関係機関からなる「支援会議」で決定された支援方法に基づいた支援を行う。
- (3) 関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付ける。



3 支援対象者

- (1) 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、対応する公的制度のない方
- (2) 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援を拒否する方
- (3) 複合的な課題を抱えている方や、世帯の中に複合的な課題があるにもかかわらず、総合的な支援を受けられていない世帯（支援機関による支援状況や役割分担を踏まえたうえで対象とする。）

4 勤務形態

(1) 所 属

市社協（事業を市社協に委託して実施）

(2) 配置時期

- ① 平成26年4月～ 3名（中京区、下京区、伏見区醍醐支所）
- ② 平成27年4月～ 3名（北区、山科区、西京区（洛西支所含む））

(3) 勤務場所

市社協及び担当の区社協

(4) 資格等

社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格の保有、もしくは一定の現場での経験を必須としています。

北	社会福祉士	下京	社会福祉士，介護支援専門員
中京	社会福祉士	西京	社会福祉士，精神保健福祉士
山科	社会福祉士	醍醐	社会福祉士

5 活動実績

(1) 支援プロセス

「要支援者ケース選定会議」 当会議において、支援対象者を決定する。



「予備調査」 関係機関・地域から情報収集



「支援会議（※）」 支援方策の協議・決定

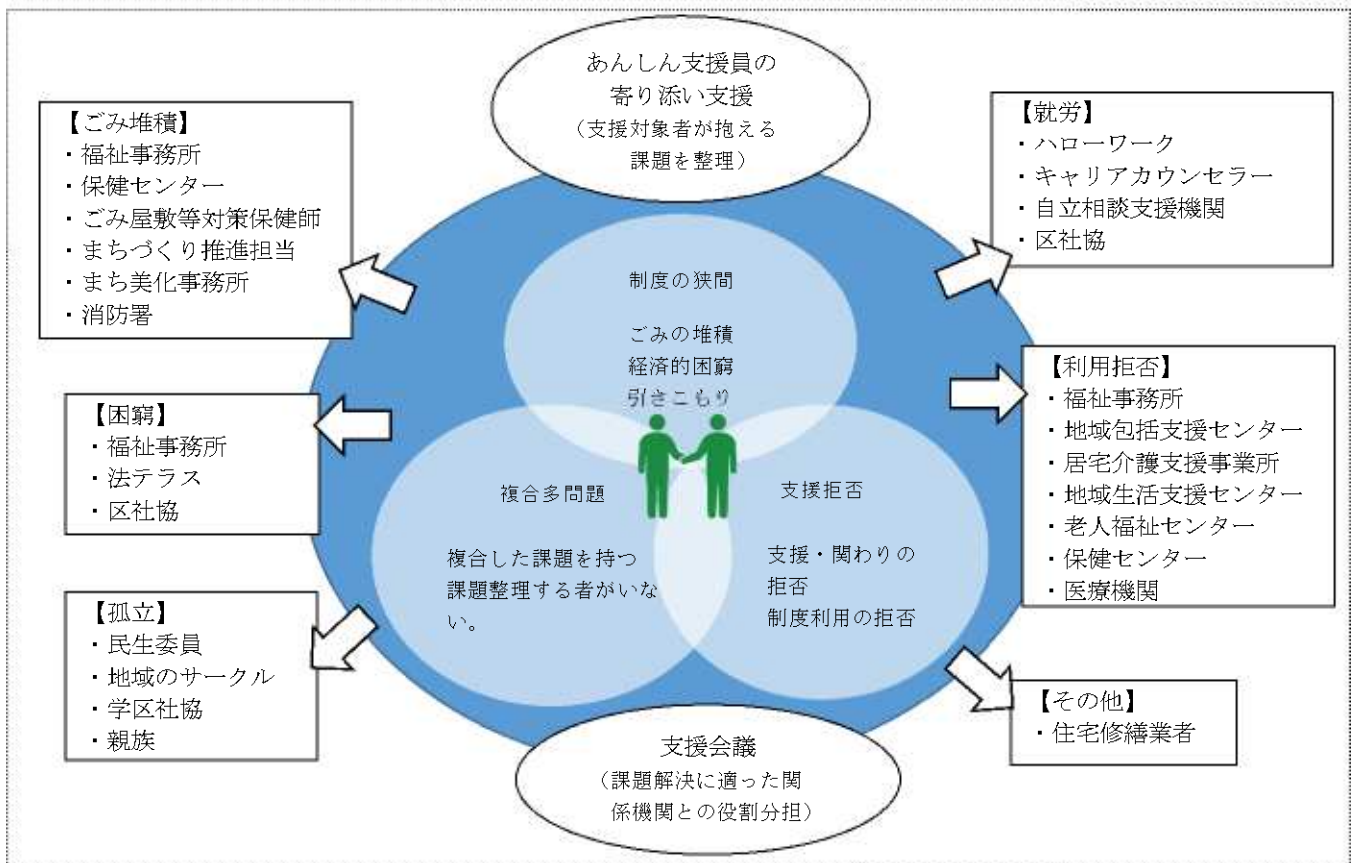


「寄り添い支援」 支援方策に基づき、関係機関・地域と連携した寄り添い支援の実施

対象者との関係づくり・状況把握

対象者の課題解決のための継続的な支援・助言

(2) 関係機関との相関図



(3) 支援世帯の状況

あんしん支援員配置の6区・支所においては、平成27年12月末時点で、延べ47世帯を支援し、うち34世帯において、長年関係づくりさえ困難であった方々について、福祉サービスの導入や通院に結び付けたり、本人の居場所づくり、債務整理等を行うなど、生活改善を図ることができた。また、このうち6世帯については、世帯の持つ課題を基本的に解消し、あんしん支援員による支援を終結して関係機関・地域による見守り

に移行している。

※支援会議

支援（支援保護）課長の参集依頼の下、あんしん支援員を含め、複数の部署や関係機関が集まり、支援方策を検討するとともに、役割分担を決定する。

あんしん支援員は、独自の支援施策を持っているわけではなく、区役所をはじめとした関係機関や地域団体等との協働により、はじめてその実効性を担保できる。支援課を中心として関係機関が連携し、支援を進めていく枠組みを構築するための場を、支援会議と位置づけている。

支援会議では、あんしん支援員の支援進捗状況に応じ、行政機関や地域包括支援センターなどの関係機関が参加し、具体的な支援内容を協議している。

Ⅲ 支援事例の紹介

1 支援事例【別紙1参照】

(1) 北区 1

孤立（引きこもり）・就労

(2) 西京区 1

ごみ堆積・利用拒否・孤立

(3) 中京区 1

ごみ堆積・利用拒否・孤立・その他（ライフライン停止）

<参考>

(4) 中京区 2（支援が困難な事例）

利用拒否・孤立

(5) 山科区 1

利用拒否・その他（ライフライン停止）

(6) 下京区 1

ごみ堆積・利用拒否・就労・孤立

(7) 西京区 2

ごみ堆積・就労・孤立・困窮

(8) 伏見区醍醐支所 1

ごみ堆積・就労・困窮

Ⅳ 地域あんしん支援員設置事業の成果と課題

平成26～27年度(平成27年12月末時点)の「事業実施実績」及びその「評価と課題」

1 当事業の実績について【別紙2参照】

生活における課題が深刻かつ複合しているにも関わらず、支援が届かず社会的に孤立した世帯に対し、寄り添い支援を展開し、世帯の自立を図ってきた。

(1) 支援実施ケースの状況

27年12月末時点において、47ケースに対し、寄り添い支援を実施している。

ア 区別支援状況

＜配置2年目の区・支所＞

中京区…11ケース（うち終結3ケース） 下京区…9ケース（うち終結1ケース）

伏見区醍醐…9ケース（うち終結2ケース）

＜配置1年目の区・支所＞

北区…6ケース

山科区…6ケース

西京区…6ケース

27年度下半期から、あんしん支援員一人当たりの担当ケースの上限を、配置2年目の区・支所は概ね8ケース、配置1年目の区・支所は概ね6ケースを基準に支援を行っている。

イ 世帯人員構成・支援対象者年齢等

世帯構成		ケー ス数	支援対象者年齢層							
			20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代
単身世帯		25		1	1		6	10	6	1
二人世帯	夫婦世帯	3					1	1	1	
	親子世帯	8		1	1	5			1	
	その他	4	1			1	2			
上世帯 三人以上	親子世帯	2			1			1		
	その他	5			1	2	1		1	
合計		47	1	2	4	8	10	12	9	1

＜特徴的にみられる傾向＞

○単身世帯

- ・生活上の課題があるにもかかわらず、要介護度が低い等の理由で利用できるサービスがない、サービス利用を拒否するなどにより生活が不安定な高齢者。
- ・社会経験が非常に少なく、長期の引きこもりを経験するなどの30～40代。

○夫婦世帯

- ・障害や認知症等があり、生活上の課題が自力で解決できない。
- ・福祉サービス利用も含めた外とのかかわりに強い拒否がある。

○親子世帯

- ・疾病や能力的問題から、高齢者の介護、障害のある世帯員や、引きこもりの子へのケアが過重な負担となり、生活が不安定な30～50代。

○ごみ屋敷世帯

- ・支援実施47ケース中15ケース（約30％）がごみ屋敷等対策条例による支援対象ケースである。一方で条例対象外のごみ堆積を抱えるケース（※）も17ケースあり、条例対象ケースと合わせると約68％にごみ堆積の問題がみられる。

※ ごみが堆積している場合でも、室内にごみがとどまっている、火災の危険性・異臭がない等の理由により、ごみ屋敷条例の支援対象とならない場合がある。

○生活保護世帯

- ・支援実施47ケース中18ケース（約40％）が生活保護受給ケース。生活の困窮と合わせて、引きこもり、利用拒否、ごみ堆積等が複合し、ケースワーカーの支援だけでは問題の解決が難しい。

② 寄り添い支援

ア 寄り添い支援の実施状況

- ・47ケースに対し、累計2,181回の寄り添い支援を実施
- ・1ケースあたり平均46.4回、1ケース最大290回の寄り添い支援を重ねる。
- ・直近の1箇月間では234回、1ケースあたり平均5.7回／月の寄り添い支援を実施

＜寄り添い支援の内容＞

寄り添い支援		支援の内訳		
		支援対象者と向き合う支援(関係の構築)	支援対象者への具体的支援	見守り, その他
回数	2,181	1,088	731	362
割合	100%	50%	33%	17%

③ 支援課題とその改善状況

ア 支援課題の設定

事業実施の中で、いずれの支援ケースにおいても、幾つかの特徴的にみられる生活課題があることが明らかになってきた。これに基づき、ケースの生活課題を6つに分類したうえで（※）、支援を進める中での各課題の改善状況等を毎月確認し、進捗管理することとした。

結果として、47ケースについて、115の課題が把握され、1ケースあたり平均2.5の課題が複合してあることが認められた。

※ 課題の分類

- ①ごみ堆積 ②利用拒否 ③就労 ④孤立 ⑤困窮 ⑥その他

イ 課題の改善状況

115の課題のうち、61課題（53％）に改善がみられる。

支援期間が長くなるにしたがって課題の改善率は上昇し、支援開始から半年以上が経過した32ケースにおいては、全てのケースに何らかの課題の改善がみられる。

<課題設定と改善状況>

	ごみ 堆積	利用 拒否	就労	孤立	困窮	その他 (※)	合計
課題数	32	28	10	25	15	5	115
改善数	16	15	4	17	7	2	61
改善率(%)	50.0	53.6	40.0	68.0	46.7	40.0	53.0

※ 家屋の一部破損等

<支援期間と改善状況>

	3箇月未満	3～12箇月	12箇月以上	合計
ケース数	15	17	15	47
課題数	30	42	43	115
改善数	3	23	35	61
改善率(%)	10.0	54.8	81.4	53.0

ウ 支援終結ケース

47ケース中6ケースにおいて、設定された世帯の課題を解決し、あんしん支援員による支援の終結に至っている。

(4) 関係機関のネットワーク

ア 支援会議の開催

47ケースに対し、55回（1ケースあたり平均1.2回）の支援会議を開催している。支援会議への参加者は、のべ454人にのぼり、1回の支援会議への参加者は、平均8.3人となっている。

<主な出席者>

保護・障害・高齢 CW、ごみ屋敷等対策保健師、保健センター保健師、消防署、ケアマネージャー、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、民生委員、学区社協

イ 関係機関との連携強化の取組

- ・福祉事務所・区社会福祉協議会懇談会の開催
- ・支援保護課長会議での事業周知、事例報告

- ・生活保護係長会議での事業周知，事例報告
- ・ごみ屋敷等対策保健師との検討会の開催
- ・保護，障害，高齢 CW，ごみ屋敷等対策保健師，自立相談支援員との支援記録の共有(H28. 1～)

2 当事業の成果と課題について

評価①ポイント

📌 寄り添い支援の有効性

- (1) 支援拒否等，関係の築きにくい場合にも配慮ある粘り強い支援を実施
- (2) 支援対象者の思いに寄り添った関わり
- (3) 時宜を得た適切な程度の介入

課題

支援膠着ケースの発生

→ 「経過観察」「支援終結」等の判断を行う定期的な進捗管理を行う会議を新設

評価① 寄り添い支援の有効性

支援方針に基づいたあんしん支援員の「粘り強い」「支援対象者の思いを大切にした」寄り添い支援により，1 ケースあたり平均 2. 5 個の複合した課題を持つ支援困難ケースの生活改善が着実に進んだ。

設定された 115 の課題の改善率は 53 % に達し，また，設定された課題を解決して支援終結に至ったケースは 6 件となっている。

現状と成果

(1) 支援拒否等，関係の築きにくい場合にも配慮ある粘り強い支援を実施

拒否の強い対象者に対しても，支援対象者の受け入れやすい課題や方法を模索し，家庭訪問や手紙，電話，メールなどの手段により，時間帯，面談場所等にも配慮しながら，1 ケースあたり平均 46. 4 回，1 箇月平均 5. 7 回と非常に密度の濃いアプローチを行っている。これにより，強固な拒否を示し接触そのものが困難であった対象者が定期的な訪問を受け入れたり，自身の悩みや不安を話してくれるケースも出てきた。

(2) 支援対象者の思いに寄り添った関わり

密度の濃い寄り添い支援の中心は，気持ちを傾聴したり作業を一緒に行う「支援対象者と向き合う支援」であり，具体的な生活改善を行う支援とあわせると 1, 819 回となり，寄り添い支援（2, 181 回）の 8 割以上を占める。ここで支援対象者の生活歴や現在の思いを共感をもって聴き取り，困りや不安に寄り添うこと，その方らしい生

活を取り戻すためには何から手を付けていったらよいのか、支援対象者とじっくり話をするのが、その後の信頼関係構築と支援の推進に結び付いた。

支援対象者の訴える困りごとと関係者が考える生活課題とは必ずしも一致しない場合がある（※）が、まず、支援対象者の訴えを尊重し、その解決を優先してともに動き出す「ケア的な関わり」を重ねることで、あんしん支援員の話も尊重しようとするところまで、信頼関係が強固なものになっている。

※例 自宅のごみが堆積しているがこのことに困り感を持っていない対象者から、「トイレと台所の修繕」という困りごとを聞き出し、解決の手伝いを行うことで、関係を構築し、主要課題に触れる機会を待つ。

③ 時宜を得た適切な程度の介入

現状と成果

時間をかけて築いた信頼関係を前提に、密度の濃い支援の中で支援対象者の変化を注意深く観察し、「支援対象者にとっては負担が大きく拒否が強い課題の解決」をもタイミングよく、かつ、受け入れやすい方法で提案することが可能となった（※）。丁寧な配慮ある介入の結果、課題の解決、支援の終結に結び付いている。

また、課題の改善率は、支援3箇月→10%と最初は低調であるが、3箇月～1年→54.8%、1年以上→81.4%と時間を重ねるごとに伸びており、支援の開始時に支援対象者と向き合う時間を十分にとることが、課題の改善に結びつくことが見て取れる。

※例 退職した後に、すみやかに自立相談支援員を紹介し、ハローワーク利用による就職活動の支援を実施。

課題 支援膠着ケースの発生

長期間、密度の濃いアプローチを重ねても、支援が進展しないケースが一定数出てくる状況にある。また、周辺の課題解決は一定進んでも、中心的な課題に触れることへの拒否が非常に強固で、支援が進まないケースもある。

こうした支援膠着ケースへの対応について、支援会議において十分な検討が行われないまま、支援が継続されていくことが課題となっていた。

このため、28年1月から、概ね3箇月に1回、「定期支援会議」【別紙3参照】を開催している。これは、あんしん支援員が担当する全世帯について、支援進捗の確認を行うものであり、支援が膠着しているケースについては、支援方針の見直し、支援終結、経過観察等の判断を行うことで、一定の整理を進めている。

ただし、「経過観察」「支援終結」とする基準については、十分な蓄積がなくなお慎重な検討を要する。

評価②ポイント

☞ 支援会議を軸とした支援のスキームの確立

(1) ケース選定

あんしん支援員の支援対象となり、かつ支援を行うことが有効と考えられるケースの選定

課題

あんしん支援員としての業務管理をしっかりと行える時間や機動力の確保と広い需要への対応という、相反する内容を満たす手法の検討

(2) 課題の整理と共有

予備調査と初回の支援会議により、世帯の課題を整理し（見える化）、関係機関で共有したうえでの適切な役割分担が可能となっている。

(3) 支援進捗

関係機関の間で、世帯の状況変化を随時確認することができている。

課題

支援会議の効率的な実施

(4) 支援終結

「経過観察」措置の導入により、支援の程度にメリハリをつけての管理ができるようになった。

課題

「経過観察」「支援終結」の客観的な判断基準の設定

評価② 支援会議を軸とした支援のスキームの確立

「ケース選定→予備調査→支援会議→定期支援会議→終結」という一連の流れが、社会的孤立の状況にある方に対応し、関係機関との連携により支援につなげる仕組みとして効果的に機能している。

(1) ケース選定

現状と成果

現在は、支援課（区役所内関係部署等）及び区社協（地域や社協事業）において把握しているケースの中から、社会的に孤立していながら、支援につながっていないケースを出し合い、選定会議において、新たに支援を開始するケースの選定を行っている。この結果、支援を必要としながら年齢や要介護度の制限によってその利用ができない方、介護や子育てといった世帯内の課題に対応できず、生活破たんを起こしかねない方、複合した生活上の問題を持っているがその適切な解決に向けて動き出す力がない方など、従来の支援の枠組みの中では十分な支援の届かない方が支援対象者となり、福祉的課題を抱え孤立する方、制度の狭間にある方の選定の機能を果たしている。

課題 時間や機動力の確保と広い需要への対応の検討

1区1名とする体制上の問題、京都市及び社協により丁寧に事業の進捗を管理していくことの主旨から、必ずしも「広く関係機関・地域に開かれ、気軽に相談できる仕組み」となっていないため、必要な支援が届かない方が他にも多く存在する可能性は高い。今後、十分な寄り添いの時間と機動力を確保したうえで、より広い需要に対応していくにはどのような方法が有効か、検証が必要である。

② 課題の整理と共有

現状と成果

ごみの堆積やサービスの利用拒否など課題が比較的分かりやすい形で選定会議に出されたケースについても、予備調査の中で他の様々な課題も発見され、ごみ堆積等が発生する原因・背景を含めた「解決すべき問題の全容」が見えてくる場合が多い（※）。

支援会議において、各ケースの課題を整理・分類しており、これまで支援した47ケースについて1ケースあたり平均2.5の課題が設定されている。

課題を整理・分類したうえで、関係機関の役割分担と課題の優先順位の確認、支援方針の決定をすることにより、解決すべき課題と解決に向けたプロセスが明確になっている。また、目に見える問題を解消するだけでなく、それが発生する原因となることもめたトータルな解決を、関係機関の連携により目指すことが可能となっている。

※例 予備調査と初回支援会議により、ごみ堆積の原因が、身体状況の悪化と複数社との新聞契約、通販での大量の食品購入等であることが判明。これにより、支援の方向性や役割分担が可能となった。

予備調査、支援会議には行政の情報収集力、ネットワーク力が非常に有効であり、信頼性の高い基礎情報に基づいて支援方針を立てることができる。また、必要に応じて、あんしん支援員による寄り添い支援とあわせて、福祉事務所による行政指導も活用することにより、支援効果を上げることができている。

③ 支援進捗

現状と成果

支援会議についてはケースの状況が変化し、支援方針の見直しが必要な際に随時実施している。支援が進み、ケース状況が変化した際も、関係機関において、情報共有と支援方針、役割分担の見直しを行うことで、自信を持って支援を行うことができている。

課題 支援会議の効率的な実施

支援会議を効率的・効果的に開催することが必要。支援会議については支援（支援保護）課長が開催することとなっているが、支援（支援保護）課長が支援会議の主催・運営の多くを担うことには負担が大きく、支援会議の開催が支援の展開に追いつかない

ケースが発生している。定期支援会議の開催と合わせ、効率的で実効性のある随時の支援会議の開催等を検討し、支援進捗の管理機能を高める必要がある。

(4) 支援終結（支援継続の判断）

現状と成果

現在、支援終結に至った6ケースについては、支援会議において「支援を終結すること及び、終結後の支援体制」を確認している。また、定期支援会議において、「支援が膠着し、進展が見込めないケース」について、「経過観察」として、一定の見守りを確保しつつ、あんしん支援員の関与は限定的なものとすることも検討することとしている。これにより、ケース支援の程度にメリハリをつけ、余力を新たなケースの選定に向ける等ができるようになっている。

課題 客観的な基準の設定

経過観察、支援終結の判断基準については整理できておらず、今後事例の蓄積により慎重に検討していく必要がある。

評価③ポイント

☞ 関係機関との連携による支援スタイルの確立

- (1) 行政との連携強化
- (2) 関係機関・地域との連携強化
- (3) 新たな支援関係の形成

課題

関係機関への事業周知

評価③ 関係機関との連携による支援スタイルの確立

支援会議を中心とした関係機関のネットワークによる支援が本事業の特色、強みであり、多様な関係機関が支援方針を共有し、参画することで、支援が進展した。また、その強みを活かすための連携強化の取り組み、仕組みづくりが進んだ。

現状と成果

(1) 行政との連携強化

・福祉事務所

福祉事務所・区社会福祉協議会懇談会、支援・保護課長会議、保護係長会議での事業周知を行い、事業理解が進んだ。

・ごみ屋敷等対策保健師（※）

あんしん支援員とごみ屋敷等対策保健師の合同事例検討会を開催し、双方の事業理解を深めるとともに、支援ノウハウやスキルの共有を進めている。

また、個別のケースについて、福祉事務所の担当者である生活保護・高齢・障害等

ケースワーカー、ごみ屋敷等対策保健師、生活困窮者自立支援法による自立相談支援員に、あんしん支援員の支援記録を月1回提供し、支援における連携強化を図っている。

※ ごみ屋敷等対策保健師

27年4月から、保健福祉局保健福祉総務課に配置。それぞれ全市を5ブロックに分けた1ブロック（2～3区・支所）内の各区・支所の関係課（地域力推進室、支援課、保護課、健康づくり推進課、衛生課）に兼職することで、ごみ屋敷対策の体制を強化している。

【行政との連携のパターン】

保健師、ケースワーカー → 指導的役割
あんしん支援員 → 寄り添い支援

② 関係機関・地域との連携強化

支援会議により、支援の枠組みがしっかりと形成されているため、多くの課題が複合するケースの支援について、高齢、障害、児童の分野をこえた幅広い連携が活発に行われた。また福祉関係機関にとどまらない消防、警察などの多様な機関、必要に応じて、地域住民（民生委員、社協役員）の支援会議への参画を得ることができている。

特に孤立の課題があるケースについて、その7割近くに一定の改善が見られるなど高い改善率を示しているのは、地域住民の力に負うところが大きい。あんしん支援員による支援対象者への接触が困難なケースであっても、地域からの働きかけには応答があったり、あんしん支援員がアプローチを続けることで、当該ケースに対して排他的であった地域住民が見守りの目線に変わり、対象者の状況を関係機関に伝えてもらえたりする変化が起こった（※）。

※例 当初、地域との関係が良くないケースであっても、あんしん支援員が関わる中で、事業の理解が進み、地域住民から支援対象者の生活状況の情報提供やごみの一時保管場所の提供等、支援の協力が得られたケースがある。

③ 新たな支援関係の形成

一般的な福祉施策での対応が困難な制度の狭間にあるケースでは、NPOによる活動や、住民の運営によるサロンや居場所につながることが増えている。行政や関係機関によるサービスだけでなく、地域においても、困難を抱えた方を支えるための基盤が形成され、地域における自主的な支援の実施がみられる。

課題 関係機関への事業周知

関係機関には事業周知が十分でなく、あんしん支援員事業による支援イメージが十分に伝わっていないため、特に支援の開始時には丁寧な説明を要する。

評価④ポイント



支援の目指す到達点の確認・共有

孤立という課題を改善する中でのその人らしい生活を再構築することを目指す

課題

あんしん支援員への強い依拠からの脱却

評価④ 支援の目指す到達点の確認・共有

現状と成果

支援を進める中で、目に見える問題の解消のみを目指すのではなく、一般の支援機関や地域との安定した関係性をつくり、孤立の課題を改善する中でその方らしい生活を再構築することこそが支援の目指す到達点であり、課題を再発させない、リバウンドしないポイントとなることが実際の支援の展開からも明らかになってきた。

また、問題の根源的な解決が困難なケースであっても、変化を早期に発見できるネットワークや、支援対象者からの SOS が出せる場を確保するなど、問題が深刻化する前段階で早期に支援できる環境を作ることができたケースもあった。

特に設定した課題の中で、「孤立」の改善率が最も高かったことから、事業を受託している社協の強みである地域とのつながりと本事業の強みであるネットワークによる支援を結合させ、最大限活用し、地域の中で安定して生活していくことができるような関係づくりに大きな成果を生んでいることが認められる（※）。

- ※例
- ・民生委員，包括，親族による定期訪問
 - ・地域，学区社協のサークル等の利用
 - ・ヘルパー，訪問介護の利用

課題 あんしん支援員への強い依拠からの脱却

寄り添い支援は、支援対象者のあんしん支援員に対する信頼を拠り所にして支援を推進する側面が強く、そこから新たな関わりを広げていく取組みは、手探りで行っている状態である。うまく一般制度に基づく支援機関や地域の見守りにバトンタッチできる場合もあれば、支援中のみならず、支援終了後もあんしん支援員だけへの依拠から脱却できない対象者も少なからずあり、今後の課題である。

V 地域あんしん支援員設置事業に係る今後の配置展望

事業を進める中で、成果と課題が明らかになってきているが、とりわけ、支援会議が重要な役割を果たしており、支援課題を整理し、関係機関による役割分担を行ったうえで、支援を進めることができている。

これまで、26年度、27年度と地域あんしん支援員を3人ずつ段階的に配置しているところであり、更なる支援の推進に向け、まずは全区に1人ずつ配置することを一つの目標と据えたい。

28年度に向けては、新たに3人の配置を行い、支援体制の更なる充実を図ることとして、2月市会で御審議をいただいているところである。

当事業に対する国庫補助が十分でない中、当事業の重要性に鑑み、本市として一般財源を充当しながら充実・拡充しているところであり、一層、効果的・効率的な運営を行っていく必要がある。

そのためにも、今回報告できた成果をより十分なものとするとともに、課題とされた事項については克服すべき方向性を明確にしていくことが必要であるとともに、当事業に関わった関係者にしっかりと主旨を御理解いただき、また、更なる支援対象者に適切につながるように、事業の中で絶えず工夫と努力を重ねていく。

当事業の推進により、本市の個別支援と個別支援のネットワークが広がり、地域あんしん支援員が支援しやすい環境が整うとともに、地域や関係機関・行政において、地域における課題に対する問題意識を持ち、課題を解決する力を更に高めていきたい。

このことにより、孤立を防ぎ、「人にやさしいまち」の実現に寄与することを目指したい。